

令和元年 7 月 5 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県知事等に対し、標記の文書が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、麻薬等に関する国際条約に基づき、国連事務総長による計 3 物質に対する対応が通告されたことより、国内においても下記物質、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物が新たに覚せい剤原料として指定されたことを周知するものであります。

医薬品製造業者・研究者等が、今般覚せい剤原料に指定された物質、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物を取り扱う場合には、（覚せい剤取締法第 30 条の 7 第 1 号から第 5 号に規定する者の指定を受ける）覚せい剤研究者等の免許取得が必要であるため、政令施行までにあらかじめ必要な手続きを行う必要があることにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに覚せい剤原料に指定>

3-オキソ-2-フェニルブタンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

（通称： α -phenylacetamide, APAA）

以上

薬生監麻発 0628 第 2 号
令和元年 6 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について
(通知)

本日、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 48 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



薬生発 0628 第 10 号
令和元年 6 月 28 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について (通知)

本日、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令 (令和元年政令第 48 号。以下「改正政令」という。) が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 (平成 4 年条約第 6 号。以下「条約」という。) 第 12 条第 6 項の規定に基づき、3 物質を付表 I に追加することが決定された旨の通告があった。

そのため、わが国でも、国内法令 (覚せい剤原料を指定する政令 (平成 8 年政令第 23 号)) の一部を改正し、覚せい剤の製造原料となる 1 物質を覚せい剤原料として新たに指定するため、必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

次の物質を新たに覚せい剤原料に指定した。

3-オキソ-2-フェニルブタンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第3 施行期日

公布の日（令和元年6月28日）から起算して30日を経過した日（令和元年7月28日）から施行する。

第4 留意事項

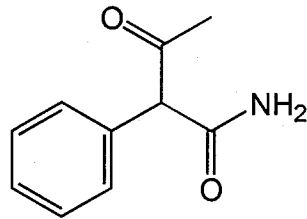
医薬品製造業者、研究者等が業務又は研究のため、今回新規指定された覚せい剤原料を継続して取り扱う場合には、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の7第1号から第5号に規定する者の指定を受ける必要がある。この他、改正政令の施行までにあらかじめ覚せい剤取締法の規定に従い必要な手続きを行わせるよう指導すること。

第5 物質の構造式等

化学名：3-オキソ-2-フェニルブタンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

通称名： α -phenylacetoacetamide, APAA

構造式：



※ 国際一般名がある場合には、あわせてそれを別名として規定することとしているが、今回指定する物質については、国際一般名は存在しない。